Labour Update
労組周辺動向 No. 203

2024 - 10 - 25

1. 法・政策

(1) 衆議院選挙が公示 各党の論戦が本格化

衆議院選挙は10月15日公示された。政治とカネの問題を受けた政治改革のあり方や物価高対策などが争点となる中、与党側は政策を着実に進めるため、連立政権の継続が必要だとして過半数の確保を目指すことにしている。これに対し、野党側は与党を過半数割れに追い込み、国民生活に必要な政策を実現したいと主張することにしていて各党の論戦が本格化する。

小選挙区289、比例代表176のあわせて465議席をめぐって争われ、小選挙区で1113人、比例代表単独で231人のあわせて1344人が立候補した。

前回・3年前は1051人といまの制度が始まって以来最も少なくなったが今回は293人増えた。

また女性の候補者は314人で、今の制度になってから最も多くなった。

政党別では小選挙区、比例代表の順で

▽自民党が266人と76人のあわせて342人。
▽立憲民主党が207人と30人のあわせて237人。
▽日本維新の会が163人と1人のあわせて164人。

▽公明党が11人と39人のあわせて50人。
▽共産党が213人と23人のあわせて236人。
▽国民民主党が41人と1人のあわせて42人。
▽れいわ新選組が19人と16人のあわせて35人。
▽社民党が10人と7人のあわせて17人。
▽参政党が85人と10人のあわせて95人。
▽みんなでつくる党が小選挙区に6人。
▽日本保守党が4人と26人のあわせて30人。
▽安楽死制度を考える会が比例代表のみで2人。
▽このほかの諸派と無所属が小選挙区のみで88人となっている。

(2) 2024年11月1日施行の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）

https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/4691

2. 法違反・闘い

(1) 「雇い止めは不当」東京都のスクールカウンセラー10人が都を提訴

東京都内の全公立小中高校に配置されているスクールカウンセラー（SC）の任用をめぐり、都が「上限4回」と定める更新規定に達したことを理由に雇い止めとしたのは不当だとして、元SCら10人が10月9日、職員としての地位と1年半分の給与など総額約7876万円の支払いを都に求める訴えを東京地裁に起こした。

訴状などによると、10人は5～26年間、都SCとして勤務してきたが、特別職非常勤だった任用形態が、2020年度から更新限度4回の会計年度任用職員に変更された。10人は2023年度に更新限度に達したため、2024年度の新規採用枠の公募試験を受験。「不合格」または「補充任用」（補欠合格）となった。

都教育委員会によると、この24年度採用では、「上限4回」に達した人では1096人が応募し、250人（22・8%）が不合格、または補充任用などとなった。都教委は「雇用機会の均等を図るため、公平公正な観点で対応した」などとしていた。

弁護団は10月9日、都内で会見を開いた。団長の平和元弁護士は「雇用する側の好き勝手な雇い止めは認められない」と主張。専門性と継続性が求められる現職SCらを不採用としたのは、原告だけでなく、子どもや保護者、学校にとっても影響が大きいと指摘した。また、都が定める更新上限についても、国が非常勤の国家公務員で上限を今年6月に撤廃したことなどを挙げ「全く合理性がない」と訴えた。

(2) 「アマゾン“業務委託契約”配達員も労働者」残業代の支払い求める裁判で弁論はじまる　原告ら“過酷業務”の実態を明かす

個人事業主として自己裁量で働く「業務委託契約」でありながら、過重な労働を強いられているとして、ショッピングサイト「アマゾン」の商品配送を請け負う会社と契約を結ぶ配達員らが超過労

働分の残業代の支払いを求め、会社を提訴した裁判の第1回口頭弁論が10月3日、横浜地方裁判所（眞鍋美穂子裁判長）で開かれた。

(3) 派遣先での労災増加、経験浅く短期間で職場変わり高リスク…事故の遺族「安全管理に疑問」

派遣労働者が仕事中に死傷するケースが増えている。経験が浅く短期間で職場が変わる分、労災が起こりやすいとされ、派遣先で死傷した人は昨年初めて５０００人を超えた。専門家は安全対策の強化が必要だと指摘している。

(4) 米ボーイング 従業員の約10% 1万7000人程度削減へ 経営厳しく

アメリカの航空機メーカーのボーイングは、従業員全体のおよそ10%にあたる1万7000人程度を削減する計画を明らかにした。品質問題を背景とした業績の低迷に、労働組合によるストライキも加わり、会社の経営は厳しさを増している。

ボーイングでは、ことし1月に旅客機の窓部分のパネルが飛行中に吹き飛ぶ事故が起きるなど、品質問題を背景に業績の低迷が続く中、西部ワシントン州のシアトル郊外などの工場で働く従業員およそ3万3000人が加入する労働組合が先月13日からストライキに突入し、航空機の生産や納入に影響が出ている。

(5) 理系研究者8人に1人が雇い止め　無給で仕事、あっさり解雇の惨状

大学や研究機関で長期間研究したのに10年を前に雇い止めされる――。学術団体が理系の研究者2465人にアンケート調査したところ、およそ8人に1人がこのような事態に直面していた。一定の期間を空けると通算契約期間がリセットされる「クーリング」を強いられた研究者が周囲にいたと証言する人も3割近くに上った。雇い止めやクーリングで研究現場での無期転換ルールが骨抜きにされている実態が浮き彫りになった。

アンケート調査は、日本神経科学学会将来計画委員会と日本学術会議基礎医学委員会神経科学分科会などが合同で今年9月に実施。日本脳科学関連学会連合や生物科学学会連合、日本地球惑星科学連合などが協力し、大学や研究機関で働く教員や研究員、学生らが回答した。

改正労契法が研究者の雇用環境に与えた影響を調査した。「悪い方向に影響を受けた」と答えたのは55・7%に達し、「特に影響を受けていない」（34%）、「良い方向に影響を受けた」（3・3%）を上回った。

本人もしくは周囲に雇い止めされる予定の人がいるか尋ねたところ、約44%が「いる」と回答。「周囲にいる」と答えたのは31・6%で、雇い止めされる本人は12・3%に上った。「いない」か「分からない」は53・3%だった。

3. 情勢・統計

(1) 外国人材の積極的な受け入れを推進するための条例案などを可決　9月定例岡山県議会

県議会の最終日、「岡山県外国人材等支援推進条例案」が提案された。この条例は外国人労働者や

留学生への日本語教育や労働環境の整備について、県の責務や事業者の役割などを定めるもの。外国人材の積極的な受け入れを推進するための条例は都道府県では初めてということだ。

(2) 連合、賃上げ要求「5%以上」　春闘方針、中小上乗せ

連合が２０２５年春闘の賃上げ要求を「５％以上」とする方針案を固めたことが１０月１６日、関係者への取材で分かった。２０２４年の要求と同水準だが、中小企業の労働組合に関しては「６％以上」の要求とし、格差是正を図る見通し。これまで２年連続で高水準の賃上げを達成しているが、物価高の影響が続いているため、来年の春闘でも同水準の上乗せが必要と判断した。
連合傘下の労組は２０２４年春闘で平均賃上げ率５・１０％となり、３３年ぶりの５％台を達成した。ただ物価高などの影響から、方針案では「生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷」「賃上げと適切な価格転嫁・適正取引の裾野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらある」と言及し、引き続き同水準を求めていくことにした。
一方で中小企業の労組に限ると、２０２４年の賃上げは４・４５％にとどまっており、引き上げが課題となっている。

(3) ガザの失業率、80%に急上昇　経済生産85%縮小＝ＩＬＯ

国際労働機関（ＩＬＯ）は１０月１７日、イスラエルとイスラム組織ハマスの紛争開始以降、パレスチナ自治区ガザの失業率が８０％近くに急上昇したと表明した。
１年前の紛争開始以降、経済生産は８５％縮小。人口２３０万人のほぼ全員が貧困状態に陥っているという。
ＩＬＯは、紛争により「（ガザ地区とヨルダン川西岸地区の）労働市場と経済全般に前例のない広範な荒廃」がもたらされたと指摘した。
ヨルダン川西岸では、２０２３年１０月―２０２４年９月末の平均失業率が３４．９％となり、経済生産は前年比で２１．７％縮小した。
ＩＬＯによると、紛争前の失業率はガザが４５．３％、ヨルダン川西岸が１４％だった。
ガザ地区の住民は完全に失業するか、「主に必要不可欠な商品やサービスの提供を中心とした」非正規の仕事に就いているという。
国連の衛星データによると、紛争前にガザにあった１６万３０００件以上の建物の３分の２が損傷を受けるか全壊した。
危機はヨルダン川西岸にも波及しており、イスラエルによる人・物資の移動制限やサプライチェーンの混乱などで経済に深刻な影響が出ている。

"A year of war: Unemployment surges to nearly 80 per cent and GDP contracts by almost 85 per cent in Gaza" 17 October 2024 International Labour Organization

https://www.ilo.org/resource/news/year-war-unemployment-surges-nearly-80-cent-and-gdp-contracts-almost-85

(4) 同性パートナーも配偶者扱い　来年7月から福利厚生適用　JR東海

ＪＲ東海が、同性パートナーのいる社員について、配偶者と同等の福利厚生制度を適用する方針を固めたことが１０月２１日、分かった。配偶者の定義を広げ、来年７月から運用を始める。

全社員約１万９０００人が対象。ＬＧＢＴなど性的少数者への理解増進法が昨年６月に施行された

ことを踏まえた。

結婚祝い金や家族用の社宅利用、別居手当など福利厚生はおおむね受けられるようになる。制度利用に当たり、証明書など指定の書類提出を求めるのか、本人の申告に基づき適用するのかといった運用の詳細は今後詰める。

ＪＲ東海は、少なくとも２０００年から事実婚のパートナーを配偶者として扱っており、企業として多様性を尊重する姿勢をアピールする狙いもある。

(5) フリーランスの7割「買いたたかれた」経験　新法施行前、公取委調査

フリーランスで働く人を保護する「フリーランス新法」が11月に施行されるのを前に、公正取引委員会は取引状況について調査を行い、結果を10月18日、発表した。「十分な協議なく報酬額が決められた（買いたたきなど）」と回答したフリーランス側が対象の7割近くを占めるなど、新法で違法となり得る行為が横行する実態が浮かんだ。

(6) 「スポットワーク」登録急増2千万人　労災や賃金「働き手にリスク」

スマートフォンのアプリ上で短時間の仕事に応募して働く「スポットワーク」で、けがをするなどトラブルが起きている。利用者が大きく増えている新しい働き方だが、落とし穴もあるようにみえる。